

田原市図書館資料収集方針

(目的)

第1条 この方針は、田原市図書館の管理・運営に関する規則（平成14年教育委員会規則第10号）第2条に規定する事業を十分かつ円滑に運営するため、田原市図書館（以下「図書館」という。）における資料の収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 図書館は、「知る自由」を持つ住民に、資料と施設を提供することを社会的に保障する機関である。住民の学習、文化、教養、調査研究、実用及びレクリエーションなどに資する資料を幅広く収集する。

2 広範囲な住民の要求や関心、潜在的なニーズ、社会的な動向を反映させ、将来的な利用も視野に入れて、組織的、系統的な資料構成に努める。

3 障害者、外国人、高齢者に対応する資料もニーズに応じて収集する。

4 この収集方針を公開し、住民の理解と協力のもとに資料を収集し、資料構成を行う。この収集方針は、住民の資料ニーズの変化に対応して適宜改訂していくものとする。

5 図書館は、この収集方針に応じて収集した資料を、資料リストの作成や企画展示などをおして、積極的に紹介をする。

(資料収集における留意点)

第3条 多様な意見、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

2 著者の思想的、宗教的、政治的な立場にとらわれずに公平、公正に収集する。

3 個人、組織、団体からの圧力や干渉に左右されずに収集する。

(収集資料の種類)

第4条 収集資料は次のとおりとする。

(1) 図書

(2) 逐次刊行物

(3) 地域資料

(4) 地図・パンフレット資料

(5) 視聴覚資料

(6) にじいろサービス用資料

(7) その他”

(資料別収集方針)

第5条 資料別収集方針は、次のとおりとする。

(1) 図書

ア 一般図書は、住民の学習、教養、実用及びレクリエーションなどに資するため、基本的、入門的な図書から大学教養課程を目途とする内容の図書を収集する。また、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。

イ 参考図書は、住民の調査研究のために必要な辞典、事典、年鑑、名鑑、目録、書誌及び地図など幅広く収集する。

ウ 児童図書は、こどもが読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料及び調査研究のための資料を幅広く収集する。

エ ティーンズ資料は、田原市の学校図書館との連携、相互補完のため、特に中学生、高校生が関心のある分野を幅広く収集する。

オ 外国語資料は、在住外国人の娯楽や生活、日本語学習に役立つ資料を収集し、英語を中心に、居住者や使用頻度の多い母国語で書かれた資料を収集する。また、住民の国際的な視点を育むために、英語に関する多読資料も収集する。

カ 新鮮で魅力的な資料構成を維持するため、新刊書を中心に収集するが、古典、良書または各分野の基本書として定評のある既刊書も幅広く収集する。

キ 大活字本等、見やすさに配慮したデザインの図書を積極的に収集する。

ク 多様なニーズに応える蔵書構成とするため、複本の購入については慎重に対応していく。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞は、主要全国紙を中心に、専門紙、スポーツ紙、児童対象及び外国語の新聞などを収集する。

イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、海外雑誌、児童及びティーンズ対象の雑誌も含めて収集する。

ウ 年鑑、年報及び白書等は、一般図書及び参考図書に準じて収集する。

(3) 地域資料

ア 田原市及び渥美半島を中心に、関連性の深い周辺地域一帯を含めた地域の歴史、地誌、民俗、芸術、文化及び産業などを記録した資料を収集するものとする。

イ 田原市の作成及び発行する行政資料や議会資料は、田原市図書館条例第5条納本制度に基づき網羅的に収集する。愛知県及び県内市町村等が作成及び発行する行政資料や議会資料も積極的に収集する。

ウ 図書を中心として収集するが、地域紙、雑誌、視聴覚資料、電磁的記

録、パンフレット、地図など幅広い種類の資料を収集する。

エ 図書館は、地域資料を出版する市民、団体その他の活動を積極的に促進する。その対象には、地域資料としての価値のある電磁的記録をオープンデータとして制作し、インターネット等で公衆の利用に供する活動を含むものとする。

(4) 地図・パンフレット資料

ア 地図資料は、冊子体地図ばかりではなく、地形図・海図など必要に応じて一枚ものも収集する。

イ パンフレット資料は、地域資料及び各地の情報を容易に得るため、寄贈を中心に収集する。

(5) 視聴覚資料

ア 音響資料（CDなど）は、クラシック、ポピュラー、民族音楽、諸芸、文学作品・朗読、記録など、趣味、教養、レクリエーションに資するものを収集する。

イ 映像資料（DVDなど）は、著作権処理の済んだものを収集する。劇映画ばかりではなく、記録、趣味、教養、レクリエーションに資するものを収集する。

ウ 複製絵画は、貸出可能な資料を収集する。

(6) にじいろサービス用資料

ア 図書館利用にハンディキャップのある人たちへのサービスのため、録音図書を作成及び収集し、LLブック、点字資料などを収集する。

イ 日本点字図書館が管理する「サピエ」から利用できるものは、点字、音声データをダウンロードして提供する。

(7) その他

ア マイクロフィルムは、新聞地方版、地域紙を中心に、保存の困難な資料などを作成及び収集する。

イ オンラインデータベース及びその他のオンラインサービスについては、積極的な導入に努める。

ウ 民具等については、元気はいたつ便事業での利用、貸出を想定し、寄贈を中心に収集する。

(資料選択の方法)

第6条 資料の選択は、田原市図書館資料選定基準に従って図書館職員の合議によって行い、図書館長が決定する。

2 資料の選択にあたっては資料に対するニーズや資料構成のバランスをふまえ、潜在的利用者のニーズを予測し、各種出版情報などを積極的に利用する。

(収集方法)

第7条 資料の収集方法は、購入を原則とするが、寄贈、配布、配信等の手段も十分に活用する。この場合においても、この方針の基準を適用する。

(委任)

第8条 この方針に定めるもののほか、資料の収集に関する事項については、図書館長が別に定める。

附 則

この方針は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。